

建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任について

ポイント

- ・建設工事に伴い生ずる廃棄物について、その建設工事の元請業者が、廃棄物処理法上の排出事業者としての処理責任を有する。
- ・下請負人が廃棄物の保管を行う場合、当該下請業人もまた事業者とみなして、保管基準及び改善命令（改善命令の罰則を含む。）の規定を適用する。
- ・環境省令で定める廃棄物について、元請業者と建設工事に係る書面による請負契約で定めるところにより、下請負人が自らその運搬を行う場合には、処理基準、処理業許可、改善命令（改善命令の罰則を含む。）の規定の適用については、当該下請負人を事業者とみなし、当該廃棄物を当該下請負人の廃棄物とみなす。
- ・下請負人が、その処理を他人に委託する場合には、委託基準及び管理票を交付する義務等処理委託に関する（これらの規定に係る罰則を含む。）規定の適用については、当該下請負人を事業者とみなし、当該廃棄物を当該下請負人の廃棄物とみなす。（当該廃棄物が産業廃棄物であり、かつ、当該下請負人が処理業者である場合において、元請業者から委託を受けた当該廃棄物の処理を他人に委託するときを除く。）

概要

建設工事に伴い生ずる廃棄物については、元請業者が排出事業者となるが（法第21条の3第1項）**環境省令で定める廃棄物**について、当該建設工事に係る書面による請負契約で定めるところにより下請負人が自らその運搬を行う場合には、当該下請負人を事業者とみなし、当該廃棄物を当該下請負人の廃棄物とみなす。（法第21条の3第3項）

環境省令で定める廃棄物

次のいずれにも該当すること

建設工事（建築物等の全部又は一部を解体する工事及び建築物等に係る新築又は増築の工事を除く。）**であって、その請負代金の額が500万円以下であるもの**（ただし、同一の者が2以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなす。）又は**引渡し**がされた建築物等の**瑕疵の補修に関する工事であって、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額が500万円以下であるもの**
特別管理廃棄物以外の廃棄物であるもの

次のように運搬される廃棄物であること

- ・**1回当たりに運搬される量が1 m³以下であることが明らかとなるよう区分して運搬されるもの**
- ・**当該廃棄物の運搬途中において保管が行われないもの**
- ・**当該廃棄物を生ずる事業場の所在地の属する都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県の区域内に存する施設に運搬されるもの**（ただし、当該施設（積替え又は保管の場所を含む）は、元請業者が所有権又は使用权を有するものに限る。）

収集運搬時に備え付ける書面

法第21条の3第3項に規定する場合（請負契約で下請負人が運搬を行う場合）において規則第18条の2に規定する廃棄物（この運搬が該当する一部の廃棄物）の運搬を行う下請負人は、当該運搬が同項に規定する場合において行われる運搬であることを証する書面を備え付けなければならない。

具体的には、

当該廃棄物が環境省令で定める廃棄物であることを証する書面

別記様式に基づき作成した別紙又はその写し

当該運搬が建設工事に係る書面による請負契約で定めるところにより自ら運搬を行うものであることを証する書面

別記様式が請負契約の基本契約書に基づくものであることが確認できるよう、請負契約の基本契約書の写し